

## 不利益処分

処分名	公民館の利用許可の取消し
根拠法令	奄美市公民館条例第12条・奄美市公民館条例施行規則第9条
所管課	生涯学習課

### 1 処分の内容

利用条件の変更，利用の停止，利用の許可の取消し

### 2 処分の要件

- (1) 利用者が奄美市公民館条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 教育委員会が，緊急に必要があると認めたとき。

※ 上記に基づく処分によって利用者に損害が生じても教育委員会は，その責めを負わない。